

平成 28 年 3 月
平成 28 年第 1 回 栃木市議会定例会
議案説明書（その 1）

栃 木 市

番 号 件 名

報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）
議案第 1号	平成28年度栃木市一般会計予算
議案第 2号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算
議案第 3号	平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 5号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 6号	平成28年度栃木市下水道特別会計予算
議案第 7号	平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算
議案第 8号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算
議案第 9号	平成28年度栃木市水道事業会計予算
議案第10号	平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）
議案第11号	平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第12号	平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第13号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
議案第14号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 (第3号)
議案第15号	平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
議案第17号	平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）
議案第18号	平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）
議案第19号	平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第20号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について 1
議案第21号	栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について 2
議案第22号	栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について 3
議案第23号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の 制定について 4

議案第24号 栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第25号 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第26号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第27号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第28号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	21
議案第29号 栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第30号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第31号 栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	87

(職 員 課)

議案第 20 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

提案理由

本市の財政状況を考慮し、市長、副市長及び教育長の給料を減額する措置を講じるため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(地域包括ケア推進課)

議案第 21 号

栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について

提案理由

地域支え合い活動に関する基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、社会から孤立することなく安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、栃木市地域支え合い活動推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 20 号と同じ。

(学校教育課)

議案第22号

栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について

提案理由

いじめの防止等に関する基本理念を定めるとともに、いじめの防止等の推進に関し基本となる事項を定めることにより、児童生徒がいじめのない健やかで充実した生活を送ることができるようとするため、栃木市いじめ防止対策推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第20号と同じ。

(農業委員会事務局)

議案第23号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の制定について

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地
利用最適化推進委員の定数を定めるため、栃木市農業委員会の選挙による委
員の定数条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第20号と同じ。

(財政課)

議案第24号

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

医療福祉モール特別会計を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別会計条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

医療福祉モール特別会計を廃止すること。(本則関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第24号（財政課）

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例

現	行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。	
(1) 下水道特別会計	下水道事業
(2) 農業集落排水特別会計	農業集落排水事業
(3) <u>医療福祉モール特別会計</u>	<u>医療福祉モール事業</u>
(4) 千塚町上川原産業団地特別会計	千塚町上川原産業団地事業

改 正 案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。

- (1) 下水道特別会計 下水道事業
- (2) 農業集落排水特別会計 農業集落排水事業
- (3) 千塙町上川原産業団地特別会計 千塙町上川原産業団地事業

(職 員 課)

議案第 25 号

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を改めること。

(第 2 条関係)

[参照条文]

議案第 20 号と同じ。

議案第25号（職員課）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(任命権者の報告)	
第2条 略	
2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	
(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	
(3) 職員の休業に関する状況	
(4) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(5) 職員の服務の状況	
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	

改 正 案

(任命権者の報告)

第2条 略

2. 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の休業に関する状況
- (5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(職 員 課)

議案第 26 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第 1 条関係)

期末手當について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。

(第 6 条関係)

2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第 2 条関係)

期末手當について、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げる。(第 6 条関係)

[参照条文]

議案第 20 号と同じ。

議案第26号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】	
(期末手当)	
第6条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	
【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】	
(期末手当)	
第6条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> を、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の150を、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第 27 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。
(第4条関係)

2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

期末手当について、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げる。(第4条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第27号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】	
(期末手当)	
第4条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	
【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】	
(期末手当)	
第4条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては <u>100分の147.5</u> を、12月においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 略

(職員課)

議案第28号

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた栃木市職員の給与の改定及び地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

(1) 勤勉手当について、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。（第17条の4及び附則関係）

(2) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

(3) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1) 引用条項の整理を行うこと。（第1条関係）

(2) 等級別基準職務表を定めること。（第3条、別表第3及び別表第4関係）

(3) 昇給について、対象となる判定期間を改めること。（第4条関係）

(4) 勤勉手当について、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する

こと。（第17条の4関係）

- (5) 勤勉手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にするとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を改めること。

（第17条の4及び附則関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

（第3条関係）

- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。（第10条関係）

- (2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

- (3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

（第4条関係）

- (1) 引用条項の整理を行うこと。（第1条関係）

- (2) 期末手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。（第10条関係）

5 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

（第5条関係）

勤勉手当について、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給すること。（第14条関係）

6 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

（第6条関係）

引用条項の整理を行うこと。（第1条関係）

7 栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第7条関係）

引用条項の整理を行うこと。(第1条関係)

〔参考条文〕

議案第20号と同じ。

議案第28号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の9.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の4.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の9.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105））

現

行

改 正 案

0分の105) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000

改、正、案

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100

現行								
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		

改 正 案

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		

現 行

79	<u>236,000</u>	<u>288,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,600</u>	<u>387,200</u>	<u>406,500</u>
80	<u>236,800</u>	<u>288,400</u>	<u>334,600</u>	<u>373,100</u>	<u>387,500</u>	<u>406,700</u>
81	<u>237,500</u>	<u>288,600</u>	<u>335,000</u>	<u>373,600</u>	<u>387,700</u>	<u>406,900</u>
82	<u>238,200</u>	<u>288,800</u>	<u>335,500</u>	<u>374,200</u>	<u>388,000</u>	<u>407,200</u>
83	<u>238,900</u>	<u>289,200</u>	<u>336,000</u>	<u>374,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,500</u>
84	<u>239,600</u>	<u>289,500</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>388,500</u>	<u>407,700</u>
85	<u>240,300</u>	<u>289,800</u>	<u>336,800</u>	<u>375,400</u>	<u>388,700</u>	<u>407,900</u>
86	<u>241,000</u>	<u>290,100</u>	<u>337,200</u>	<u>375,900</u>	<u>389,000</u>	
87	<u>241,700</u>	<u>290,400</u>	<u>337,700</u>	<u>376,300</u>	<u>389,300</u>	
88	<u>242,400</u>	<u>290,800</u>	<u>338,100</u>	<u>376,700</u>	<u>389,500</u>	
89	<u>243,100</u>	<u>291,100</u>	<u>338,400</u>	<u>377,100</u>	<u>389,700</u>	
90	<u>243,600</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,600</u>	<u>390,000</u>	
91	<u>244,100</u>	<u>291,800</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>390,300</u>	
92	<u>244,600</u>	<u>292,200</u>	<u>339,700</u>	<u>378,400</u>	<u>390,500</u>	
93	<u>244,900</u>	<u>292,300</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>390,700</u>	
94		<u>292,500</u>	<u>340,300</u>			
95		<u>292,900</u>	<u>340,800</u>			
96		<u>293,300</u>	<u>341,200</u>			
97		<u>293,500</u>	<u>341,300</u>			
98		<u>293,800</u>	<u>341,800</u>			
99		<u>294,200</u>	<u>342,200</u>			
100		<u>294,600</u>	<u>342,500</u>			
101		<u>294,800</u>	<u>342,800</u>			
102		<u>295,100</u>	<u>343,200</u>			
103		<u>295,500</u>	<u>343,600</u>			
104		<u>295,800</u>	<u>344,000</u>			
105		<u>296,000</u>	<u>344,500</u>			
106		<u>296,300</u>	<u>344,900</u>			
107		<u>296,700</u>	<u>345,300</u>			
108		<u>297,000</u>	<u>345,700</u>			
109		<u>297,200</u>	<u>346,200</u>			
110		<u>297,600</u>	<u>346,600</u>			
111		<u>298,000</u>	<u>346,900</u>			
112		<u>298,300</u>	<u>347,200</u>			
113		<u>298,400</u>	<u>347,700</u>			
114		<u>298,700</u>				
115		<u>299,000</u>				
116		<u>299,400</u>				
117		<u>299,600</u>				
118		<u>299,800</u>				
119		<u>300,100</u>				
120		<u>300,400</u>				

改 正 案

79	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>
80	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>
81	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>
82	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>
83	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
84	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
85	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
86	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>	
87	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>	
88	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>	
89	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>	
90	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>	
91	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>	
92	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>	
93	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>	
94		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>			
95		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>			
96		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
97		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>			
98		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>			
99		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
100		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>			
101		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>			
102		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>			
103		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
104		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>			
105		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>			
106		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>			
107		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
108		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>			
109		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>			
110		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
111		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>			
112		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>			
113		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>			
114		<u>299,800</u>				
115		<u>300,100</u>				
116		<u>300,500</u>				
117		<u>300,700</u>				
118		<u>300,900</u>				
119		<u>301,200</u>				
120		<u>301,500</u>				

		現行									
		121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
		300,800									
		301,000									
		301,300									
		301,600									
		301,900									
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		<u>301,900</u>						
	122		<u>302,100</u>						
	123		<u>302,400</u>						
	124		<u>302,700</u>						
	125		<u>303,000</u>						
再任 用職 員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任用職員以外の職員	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200

改 正 案

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300

		現			行			
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800
	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400

改 正 案

37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		

		現			行		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400
	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400
	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800
	94	298,100	321,800	348,200	381,800		
	95	299,300	323,200	349,700	382,400		
	96	300,600	324,500	351,200	382,900		
	97	301,700	325,700	352,500	383,300		
	98	302,900	327,000	353,700	383,700		
	99	304,100	328,300	354,800	384,300		
	100	305,300	329,600	356,000	384,800		
	101	306,500	331,000	357,100	385,200		
	102	307,500	331,900	358,200	385,700		
	103	308,600	333,100	359,300	386,300		
	104	309,600	334,300	360,500	386,800		
	105	310,400	335,400	361,700	387,100		
	106	311,000	336,500	362,200	387,500		
	107	311,600	337,500	362,800	388,000		
	108	312,300	338,600	363,400	388,300		
	109	312,800	339,800	364,000	388,600		
	110	313,300	340,800	364,500	389,100		
	111	313,900	341,800	365,000	389,600		
	112	314,500	342,700	365,500	390,100		
	113	315,300	343,600	365,900	390,400		
	114	316,000	344,500	366,300	390,900		
	115	316,700	345,500	366,900	391,400		
	116	317,400	346,500	367,400	391,900		
	117	318,000	347,500	367,800	392,200		
	118	318,800	348,000	368,300	392,700		
	119	319,500	348,600	368,900	393,200		
	120	320,300	349,200	369,400	393,700		

改 正 案

79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			

		現		行					
121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000						
127		352,100	372,500						
128		352,500	373,000						
129		352,900	373,300						
130		353,300	373,800						
131		353,700	374,300						
132		354,100	374,800						
133		354,300	375,100						
134		354,800	375,600						
135		355,200	376,000						
136		355,500	376,400						
137		355,800	376,700						
138		356,200	377,200						
139		356,700	377,700						
140		357,200	378,200						
141		357,500	378,500						
142		358,000							
143		358,500							
144		359,000							
145		359,300							
再任 用職 員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

		<u>322,000</u>	<u>350,600</u>	<u>370,700</u>	<u>395,300</u>				
121		<u>322,300</u>	<u>351,000</u>	<u>371,300</u>	<u>395,800</u>				
122		<u>322,800</u>	<u>351,500</u>	<u>371,800</u>	<u>396,200</u>				
123		<u>323,300</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,700</u>				
124									
125		<u>323,600</u>	<u>352,300</u>	<u>372,700</u>	<u>397,100</u>				
126			<u>352,700</u>	<u>373,200</u>					
127			<u>353,200</u>	<u>373,700</u>					
128			<u>353,600</u>	<u>374,200</u>					
129			<u>354,000</u>	<u>374,500</u>					
130			<u>354,400</u>	<u>375,000</u>					
131			<u>354,800</u>	<u>375,500</u>					
132			<u>355,200</u>	<u>376,000</u>					
133			<u>355,400</u>	<u>376,300</u>					
134			<u>355,900</u>	<u>376,800</u>					
135			<u>356,300</u>	<u>377,200</u>					
136			<u>356,600</u>	<u>377,600</u>					
137			<u>356,900</u>	<u>377,900</u>					
138			<u>357,300</u>	<u>378,400</u>					
139			<u>357,800</u>	<u>378,900</u>					
140			<u>358,300</u>	<u>379,400</u>					
141			<u>358,600</u>	<u>379,700</u>					
142			<u>359,100</u>						
143			<u>359,600</u>						
144			<u>360,100</u>						
145			<u>360,400</u>						
再任 用職 員		<u>240,300</u>	<u>252,000</u>	<u>256,100</u>	<u>287,400</u>	<u>303,900</u>	<u>318,000</u>	<u>341,600</u>	<u>376,700</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、栃木市職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給料表）

第3条 略

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（昇給の基準）

第4条 1～3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～10 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第30項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、栃木市職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給料表）

第3条 略

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第3）

(2) 消防職給料表等級別基準職務表（別表第4）

3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

（昇給の基準）

第4条 1～3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～10 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第30項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

現 行

当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～3 2 略

3 3 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

改 正 案

別表第3（第3条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 主査の職務
5級	副主幹の職務
6級	課長補佐の職務
7級	1 課長の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務 3 主幹の職務
8級	1 部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 副部長の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

別表第4（第3条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

職務の級	階級	基準となる職務
1級	消防士	主事の職務
2級	1 消防副士長 2 任命権者が特に定める困難な業務を処理する消防士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務

現

行

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

改 正 案

<u>3級</u>	<u>消防士長</u>	<u>主任の職務</u>
<u>4級</u>	<u>消防司令補</u>	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>
<u>5級</u>	<u>消防司令</u>	<u>1 副主幹の職務</u> <u>2 副分署長の職務</u>
<u>6級</u>	<u>任命権者が特に定める重要な業務を所掌する消防司令</u>	<u>1 課長の職務</u> <u>2 課長補佐の職務</u> <u>3 分署長の職務</u>
<u>7級</u>	<u>消防司令長</u>	<u>1 消防本部次長の職務</u> <u>2 消防署長の職務</u> <u>3 困難な業務を行う課長の職務</u> <u>4 消防副署長の職務</u>
<u>8級</u>	<u>消防監</u>	<u>消防長の職務</u>

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

現 行

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	370,000円
2	418,000円
3	470,000円
4	531,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	142,100	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.

改 正 案

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	144,600	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合に

現 行

5」とあるのは「100分の160」とする。

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）】

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務成績に応じ支給する。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第6条関係）】

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第7条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために内国旅行又は外国旅行をする本市職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 案

おいては100分の137.5とあるのは「100分の157.5とする。

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）】

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ支給する。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第6条関係）】

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第7条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために内国旅行又は外国旅行をする本市職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(環 境 課)

議案第 29 号

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市聖地公園管理基金の使途を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市聖地公園管理基金を栃木市墓園管理基金とし、基金の使途を栃木市墓園における大規模な改修等に必要な財源に充てるに改めること。

(題名、第 1 条及び第 6 条関係)

2 基金に積み立てる額のうち予算で定める金額を栃木市墓園の使用に係る永代使用料に改めること。(第 2 条関係)

[参照条文]

議案第 20 号と同じ。

議案第29号（環境課）

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例

現 行

栃木市聖地公園管理基金条例

(設置)

第1条 栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の規定により設置する栃木市聖地公園における大規模な改修等に必要な財源に充てるため、栃木市聖地公園管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、栃木市聖地公園に係る大規模な改修等に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

改 正 案

栃木市墓園管理基金条例

(設置)

第1条 栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の規定により設置する栃木市墓園における大規模な改修等に必要な財源に充てるため、栃木市墓園管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び栃木市墓園の使用に係る永代使用料を積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、栃木市墓園に係る大規模な改修等に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(社会福祉課)

議案第30号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい福祉サービ
スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓
練（生活訓練）の事業に指定地域密着型通所介護事業者を加えること。
(第96条、第150条及び第160条関係)
- 2 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の事業について、特区サービス
による通いサービスを削ること。 (第97条及び第111条関係)
- 3 基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当（生活訓練）の事業におけ
る指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の基準を設けること。
(第150条の2及び第160条の2関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第30号（社会福祉課）

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の

現	行
(基準該当生活介護の基準)	
第96条 生活介護に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	
(1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供すること。	
(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	
(3) <u>指定通所介護事業所</u> の従業者の員数が、当該 <u>指定通所介護事業所</u> が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該 <u>指定通所介護事業所</u> として必要とされる数以上であること。	
(4) 略 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	
第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（栃木市指定地域密	

一部を改正する条例

改 正 案

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を提供すること。
- (2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」といふ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 略
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サ

現	行
<p><u>着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>第111条第1号において同じ。又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。<u>第111条第1号において同じ。が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。<u>第111条第1号において同じ。又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。<u>第111条第1号において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</u></u></u></u></u></p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多</p>	

改 正 案

サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。
以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）
が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第218条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準

現 行

機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとし

改 正 案

条例第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第6・1条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第8・1条において準用する指定通所支援基準第6・1条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第1号又は第223条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第6・1条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第8・1条において準用する指定通所支援基準第6・1条の2の規定により

現	行
---	---

た場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障がい福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）までの範囲内とすること。

改 正 案

基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。

(5) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障がい福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第112条第5項又は第219条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準

現 行

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 略

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供すること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

改 正 案

第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第2号ウ又は第223条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 略

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障がい福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

現

行

改 正 案

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供すること。

改 正 案

<u>登録定員</u>	<u>利用定員</u>
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>
<u>28人</u>	<u>17人</u>
<u>29人</u>	<u>18人</u>

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる
適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに
この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条
の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定
により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第
61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通
所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該
当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の
合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第21
9条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける
障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その
他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定す
る特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生
活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりと
する。

- (1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であって、地域において自立訓
練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困
難な障がい者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものである

現	行
(2) <u>指定通所介護事業所</u> の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	
(3) <u>指定通所介護事業所</u> の従業者の員数が、当該 <u>指定通所介護事業所</u> が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該 <u>指定通所介護事業所</u> として必要とされる数以上であること。	
(4) 略	

改 正 案

こと。

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自

現

行

改 正 案

立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(高齢福祉課)

議案第31号

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 題名を改めること。 (題名関係)
- 2 栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘に係る規定を削り、規定の整理を行うこと。 (第1条、第2条、第4条及び別表関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第31号（高齢福祉課）

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

現 行

栃木市高齢者デイサービスセンター条例

(設置)

第1条 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づき、栃木市高齢者デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	栃木市大平町真弓1438番地
栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘	栃木市都賀町臼久保301番地1

(利用時間及び休館日)

第4条 デイサービスセンターの利用時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

別表（第4条関係）

区分	利用時間	休館日
栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

改 正 案

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例

(設置)

第1条 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づき、栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ

位置 栃木市大平町真弓1438番地

(利用時間及び休館日)

第4条 デイサービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるとときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

現 行

栃木市都賀老人デイサービス	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3
センター藤糸荘		日までの日

改 正 案

(高齢福祉課)

議案第32号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。（第4章関係）

2 規定の整理を行うこと。

（第68条、第73条、第75条から第79条の2まで、第81条、第106条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条、第203条関係）

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第32号（高齢福祉課）

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一

現	行
---	---

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第62条～第64条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第65条～第67条）

第3節 運営に関する基準（第68条～第81条）

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第82条）

第2節 人員に関する基準（第83条～第85条）

第3節 設備に関する基準（第86条～第87条）

第4節 運営に関する基準（第88条～第109条）

第6章 認知症対応型共同生活介護

部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条～第79条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第80条・第81条）

第2款 人員に関する基準（第82条・第83条）

第3款 設備に関する基準（第84条・第85条）

第4款 運営に関する基準（第86条～第97条）

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第9
9条～第101条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第102条～第104条）

第3節 運営に関する基準（第105条～第110条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第111条）

第2節 人員に関する基準（第112条～第114条）

第3節 設備に関する基準（第115条・第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条～第137条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

現	行
第1節 基本方針（第110条）	
第2節 人員に関する基準（第111条—第113条）	
第3節 設備に関する基準（第114条）	
第4節 運営に関する基準（第115条—第129条）	
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	
第1節 基本方針（第130条）	
第2節 人員に関する基準（第131条・第132条）	
第3節 設備に関する基準（第133条）	
第4節 運営に関する基準（第134条—第150条）	
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
第1節 基本方針（第151条）	
第2節 人員に関する基準（第152条）	
第3節 設備に関する基準（第153条）	
第4節 運営に関する基準（第154条—第178条）	
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第179条・第180条）	
第2款 設備に関する基準（第181条）	
第3款 運営に関する基準（第182条—第190条）	
第9章 看護小規模多機能型居宅介護	
第1節 基本方針（第191条）	
第2節 人員に関する基準（第192条—第194条）	
第3節 設備に関する基準（第195条・第196条）	
第4節 運営に関する基準（第197条—第203条）	
（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数）	
第7条 1～4 略	
5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文	

改 正 案

第1節 基本方針（第138条）

第2節 人員に関する基準（第139条—第141条）

第3節 設備に関する基準（第142条）

第4節 運営に関する基準（第143条—第157条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第158条）

第2節 人員に関する基準（第159条・第160条）

第3節 設備に関する基準（第161条）

第4節 運営に関する基準（第162条—第177条）

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第178条）

第2節 人員に関する基準（第179条）

第3節 設備に関する基準（第180条）

第4節 運営に関する基準（第181条—第205条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第206条・第207条）

第2款 設備に関する基準（第208条）

第3款 運営に関する基準（第209条—第217条）

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第218条）

第2節 人員に関する基準（第219条—第221条）

第3節 設備に関する基準（第222条・第223条）

第4節 運営に関する基準（第224条—第230条）

(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 1～4 略

5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の待遇に支障がない場合は、前項本文

現

行

の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）
- (2)・(3) 略
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）
- (6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）
- (9)～(11) 略

6～11 略

12 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

改 正 案

の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第179条第12項において同じ。）
- (2)・(3) 略
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第102条第1項、第103条、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。）
- (6) 指定地域密着型特定施設（第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。）
- (9)～(11) 略

6～11 略

12 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第219条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第48条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出こと等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けられる能够性を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 略

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの

改 正 案

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けられることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの

現	行
とする。	
3 略	
(管理者等の責務)	
第55条 略	
2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に <u>この章</u> の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	
3 略	

改 正 案

とする。

3 略

(管理者等の責務)

第55条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 略

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第62条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確

現

行

改 正 案

保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一括的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にはあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

現 行

改 正 案

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第64条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

現

行

改 正 案

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第62条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第66条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

現

行

改 正 案

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

現

行

改 正 案

- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第70条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

現

行

改 正 案

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

現

行

改 正 案

(衛生管理等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

現

行

改 正 案

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第64条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第79条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第30条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第71条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

現

行

改 正 案

(この節の趣旨)

第80条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第90条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第81条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第83条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す

現

行

改 正 案

る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第84条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第85条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第91条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医

現

行

改 正 案

師及び第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第88条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第89条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うも

現

行

改 正 案

のとする。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを行とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第90条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

現

行

改 正 案

(緊急時等の対応)

- 第91条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

- 第92条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならぬ。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従事者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

現

行

改 正 案

(運営規程)

第93条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第94条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。

- 2 緊急時対応医療機関は指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、あらかじめ、当該緊急時対応医療機関との間で必要な事項を取り決めておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第95条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

現 行

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応

改 正 案

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第96条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第98条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応

現 行

型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
(従業者の員数)

第62条 1～3 略

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(管理者)

改 正 案

型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (従業者の員数)

第99条 略

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第101条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(管理者)

現 行

第63条 略

(設備及び備品等)

第64条 略

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の

改 正 案

第100条 略

(設備及び備品等)

第101条 略

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第139条、第159条若しくは第179条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条

現 行
2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
（管理者）
第67条 略
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、 <u>第63条第2項</u> に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
第3節 運営に関する基準
<u>（心身の状況等の把握）</u>
第68条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
<u>（利用料等の受領）</u>
第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

改 正 案

の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第112条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第104条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第100条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

	現 行
<u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u>	
<u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u>	
(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u>	
(2) <u>指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものに伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u>	
(3) <u>食事の提供に要する費用</u>	
(4) <u>おむつ代</u>	
(5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められる費用</u>	
<u>4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u>	
<u>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u>	
(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)	
<u>第70条 略</u>	
<u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>	
(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	
<u>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u>	
(1)～(3) 略	
(4) 認知症対応型通所介護従業者 (第62条第1項又は第65条第1項の従業者をいう。以	

改 正 案

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第105条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第106条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 認知症対応型通所介護従業者（第99条第1項又は第102条第1項の従業者をいう。

現	行
	下同じ。) は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(5)・(6) 略	(認知症対応型通所介護計画の作成)
<u>第72条</u> 指定認知症対応型通所介護事業所 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) の管理者 (<u>第63条</u> 又は <u>第67条</u> の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。) は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。	
2～5 略	
	(管理者の責務)
<u>第73条</u> 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	
<u>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u>	
(運営規程)	
<u>第74条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1)～(3) 略	
(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (<u>第62条第2項</u> 又は <u>第66条第1項</u> の利用定員をいう。 <u>第76条</u> において同じ。)	
(5)～(10) 略	
(勤務体制の確保等)	
<u>第75条</u> 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	

改 正 案

以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第100条又は第104条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

（運営規程）

第108条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員（第99条2項又は第103条第1項の利用定員をいう。）

(5)～(10) 略

現 行

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第1項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

改 正 案

現 行

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第80条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読

改 正 案

(記録の整備)

第109条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第65条、第66条、第70条及び第72条から第77条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第108条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介

現

行

み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第82条 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第83条 略

2～7 略

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第192条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9～11 略

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第97条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 略

(管理者)

第84条 略

2 前項本文及び第193条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

改 正 案

「護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と読み替えるものとする。

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第111条 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第112条 略

2～7 略

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第219条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9～11 略

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第126条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 略

(管理者)

第113条 略

2 前項本文及び第220条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

現	行
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>第194条</u>に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第112条第2項、第113条及び第194条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p>	

第85条 略

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第86条 略

（設備及び備品等）

第87条 略

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条 略

（身分を証する書類の携行）

第90条 略

改 正 案

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第2項、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第114条 略

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第115条 略

（設備及び備品等）

第116条 略

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第123条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第118条 略

（身分を証する書類の携行）

第119条 略

現	行
(利用料等の受領)	
<u>第91条</u> 略	(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
<u>第92条</u> 略	(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)
<u>第93条</u> 略	(居宅サービス計画の作成)
<u>第94条</u> 略	(法定代理受領サービスに係る報告)
<u>第95条</u> 略	(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
<u>第96条</u> 略	(小規模多機能型居宅介護計画の作成)
<u>第97条</u> 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（ <u>第83条第12項</u> の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	
2～7 略	
(介護等)	
<u>第98条</u> 略	(社会生活上の便宜の提供等)
<u>第99条</u> 略	(緊急時等の対応)
<u>第100条</u> 略	(運営規程)
<u>第101条</u> 略	(定員の遵守)
<u>第102条</u> 略	(非常災害対策)

改 正 案

(利用料等の受領)

第120条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第121条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第122条 略

(居宅サービス計画の作成)

第123条 略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第124条 略

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第125条 略

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第126条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第112条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第127条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第128条 略

(緊急時等の対応)

第129条 略

(運営規程)

第130条 略

(定員の遵守)

第131条 略

(非常災害対策)

現	行
<u>第103条 略</u>	
(協力医療機関等)	
<u>第104条 略</u>	
(調査への協力等)	
<u>第105条 略</u>	
(地域との連携等)	
<u>第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通りサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u>	
<u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u>	
<u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</u>	
<u>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u>	
<u>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>	
(居住機能を担う併設施設等への入居)	
<u>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必</u>	

改 正 案

第132条 略

(協力医療機関等)

第133条 略

(調査への協力等)

第134条 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第135条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第112条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、

現 行

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第108条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)～(7) 略

(8) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第3

9条まで、第41条、第42条、第73条、第75条及び第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

改 正 案

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第136条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第122条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第137条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条及び第74条から第76条までの規定は指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第130条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第138条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

現	行
生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	
第2節 人員に関する基準	
(従業者の員数)	
<u>第111条</u> 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び <u>第114条</u> において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。	
2・3 略	
4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、 <u>第83条</u> に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は <u>第192条</u> に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	
5～10 略	

改 正 案

生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第139条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第142条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2・3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第112条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第219条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5～10 略

現	行
(管理者)	
<u>第112条</u> 略	(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)
<u>第113条</u> 略	第3節 設備に関する基準
<u>第114条</u> 略	2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。 <u>第125条</u> において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
	第4節 運営に関する基準
<u>第115条</u> 略	(サービスの提供の記録)
<u>第116条</u> 略	(利用料等の受領)
<u>第117条</u> 略	(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
<u>第118条</u> 略	3～7 略 (認知症対応型共同生活介護計画の作成)
<u>第119条</u> 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（ <u>第111条第7項</u> の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務担当させるものとする。	
2～7 略 (介護等)	
<u>第120条</u> 略	(社会生活上の便宜の提供等)
<u>第121条</u> 略	(管理者による管理)

改 正 案

(管理者)

第140条 略

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第141条 略

第3節 設備に関する基準

第142条 略

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第153条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

第4節 運営に関する基準

第143条 略

(サービスの提供の記録)

第144条 略

(利用料等の受領)

第145条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第146条 略

3～7 略

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第147条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第139条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第148条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第149条 略

(管理者による管理)

現 行

第122条 略

(運営規程)

第123条 略

(勤務体制の確保等)

第124条 略

(定員の遵守)

第125条 略

(協力医療機関等)

第126条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第127条 略

(記録の整備)

第128条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から

第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」と

改 正 案

第150条 略

(運営規程)

第151条 略

(勤務体制の確保等)

第152条 略

(定員の遵守)

第153条 略

(協力医療機関等)

第154条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第155条 略

(記録の整備)

第156条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第144条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第146条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条、第131条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあ

現 行

あるのは「第6章第4節」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものとす。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第131条 1~8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第192条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

改 正 案

るの「第7章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第158条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものという。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第159条 1~8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第112条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第219条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

現	行
10 略 (管理者)	
<u>第132条</u> 略 第3節 設備に関する基準	
<u>第133条</u> 略 第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び契約の締結等)	
<u>第134条</u> 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、 <u>第146条</u> の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	
2~4 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)	
<u>第135条</u> 略	
<u>第136条</u> 削除 (サービスの提供の記録)	
<u>第137条</u> 略 (利用料等の受領)	
<u>第138条</u> 略 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	
<u>第139条</u> 略 (地域密着型特定施設サービス計画の作成)	
<u>第140条</u> 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（ <u>第131条第1項第4号</u> の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	
2~7 略 (介護)	
<u>第141条</u> 略	

改 正 案

10 略

(管理者)

第160条 略

第3節 設備に関する基準

第161条 略

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第162条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第173条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2~4 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第163条 略

(サービスの提供の記録)

第164条 略

(利用料等の受領)

第165条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第166条 略

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第167条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第159条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2~7 略

(介護)

第168条 略

現 行

(機能訓練)

第142条 略

(健康管理)

第143条 略

(相談及び援助)

第144条 略

(利用者の家族との連携等)

第145条 略

(運営規程)

第146条 略

(勤務体制の確保等)

第147条 略

(協力医療機関等)

第148条 略

(記録の整備)

第149条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第4

改 正 案

(機能訓練)

第169条 略

(健康管理)

第170条 略

(相談及び援助)

第171条 略

(利用者の家族との連携等)

第172条 略

(運営規程)

第173条 略

(勤務体制の確保等)

第174条 略

(協力医療機関等)

第175条 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第164条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第166条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第174条第3項に規定する結果等の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第12

現 行

項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第152条 1・2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第38条に規定する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所

改 正 案

9条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第178条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第179条 1・2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第38条に規定する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所

現	行
	者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4	第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに <u>第181条第1項第4号</u> において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
5～12	略
13	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
14・15	略
16	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に <u>第83条若しくは第192条</u> 又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

改 正 案

者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに第208条第1項第4号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14・15 略

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第112条若しくは第219条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 略

第3節 設備に関する基準

(設備)

第153条 略

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第154条 略

(入退所)

第155条 略

(サービスの提供の記録)

第156条 略

(利用料等の受領)

第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第182条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以

改 正 案

17 略

第3節 設備に関する基準

(設備)

第180条 略

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第181条 略

(入退所)

第182条 略

(サービスの提供の記録)

第183条 略

(利用料等の受領)

第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第209条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以

現	行
	下同じ。)にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。 <u>第182条第3項第1号において同じ。)</u> (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。 <u>第182条第3項第1号において同じ。)</u>)を限度とする。)
(2)	居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。 <u>第182条第3項第2号において同じ。)</u> (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。 <u>第182条第3項第2号において同じ。)</u>)を限度とする。)
(3)～(6)	略
4・5	略 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
<u>第158条</u>	略 (地域密着型施設サービス計画の作成)
<u>第159条</u>	略 (介護)
<u>第160条</u>	略 (食事)
<u>第161条</u>	略 (相談及び援助)
<u>第162条</u>	略 (社会生活上の便宜の提供等)
<u>第163条</u>	略 (機能訓練)

改 正 案

下同じ。)にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第209条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第209条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第209条第3項第2号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第209条第3項第2号において同じ。))を限度とする。)

(3)～(6) 略

4・5 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第186条 略

(介護)

第187条 略

(食事)

第188条 略

(相談及び援助)

第189条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第190条 略

(機能訓練)

現 行

第164条 略

(健康管理)

第165条 略

(入所者の入院期間中の取扱い)

第166条 略

(管理者による管理)

第167条 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第176条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第169条 略

(勤務体制の確保等)

第170条 略

(定員の遵守)

第171条 略

(衛生管理等)

第172条 略

(協力病院等)

第173条 略

(秘密保持等)

第174条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

改 正 案

第191条 略

(健康管理)

第192条 略

(入所者の入院期間中の取扱い)

第193条 略

(管理者による管理)

第194条 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第195条 計画担当介護支援専門員は、第186条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第205条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第203条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第196条 略

(勤務体制の確保等)

第197条 略

(定員の遵守)

第198条 略

(衛生管理等)

第199条 略

(協力病院等)

第200条 略

(秘密保持等)

第201条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

現 行

第175条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第176条 略

(記録の整備)

第177条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営

改 正 案

第202条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第203条 略

(記録の整備)

第204条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条及び第76条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第196条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

現

行

に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第179条 略

(基本方針)

第180条 略

第2款 設備に関する基準

(設備)

第181条 略

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第182条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 略

(介護)

第184条 略

(食事)

第185条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第186条 略

(運営規程)

第187条 略

(勤務体制の確保等)

第188条 略

(定員の遵守)

第189条 略

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第

37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第

改 正 案

に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第206条 略

(基本方針)

第207条 略

第2款 設備に関する基準

(設備)

第208条 略

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第209条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第210条 略

(介護)

第211条 略

(食事)

第212条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第213条 略

(運営規程)

第214条 略

(勤務体制の確保等)

第215条 略

(定員の遵守)

第216条 略

(準用)

第217条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第

37条、第39条、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第1

現	行
<p><u>154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第187条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第73条第2項</u>中「この節」とあるのは「<u>第8章第5節</u>」と、<u>第106条第1項</u>中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、<u>第168条</u>中「<u>第159条</u>」とあるのは「<u>第190条</u>において準用する<u>第159条</u>」と、同条第5号中「<u>第158条第5項</u>」とあるのは「<u>第183条第7項</u>」と、同条第6号中「<u>第178条</u>」とあるのは「<u>第190条</u>」と、同条第7号中「<u>第176条第3項</u>」とあるのは「<u>第190条</u>において準用する<u>第176条第3項</u>」と、<u>第177条第2項第2号</u>中「<u>第156条第2項</u>」とあるのは「<u>第190条</u>において準用する<u>第156条第2項</u>」と、同項第3号中「<u>第158条第5項</u>」とあるのは「<u>第183条第7項</u>」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「<u>第190条</u>」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「<u>第190条</u>において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び<u>第82条</u>に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p>	

改 正 案

第 81 条から第 183 条まで、第 186 条、第 189 条、第 191 条から第 195 条まで及び第 199 条から第 204 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 214 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 70 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 5 節」と、第 76 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 195 条中「第 186 条」とあるのは「第 217 条において準用する第 186 条」と、同条第 5 号中「第 185 条第 5 項」とあるのは「第 210 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 205 条」とあるのは「第 217 条」と、同条第 7 号中「第 203 条第 3 項」とあるのは「第 217 条において準用する第 203 条第 3 項」と、第 204 条第 2 項第 2 号中「第 183 条第 2 項」とあるのは「第 217 条において準用する第 183 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 185 条第 5 項」とあるのは「第 210 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 217 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 217 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 10 章 看護小規模多機能型居宅介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 218 条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する訪問看護の基本方針及び第 111 条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

現 行

(従業者の員数等)

第192条 略

(管理者)

第193条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第194条 略

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第195条 略

(設備及び備品等)

第196条 略

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第197条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス (指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下この章において「看護師等」という。) が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。) の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第200条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) 略

(主治の医師との関係)

第199条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第200条 略

(緊急時等の対応)

改 正 案

(従業者の員数等)

第219条 略

(管理者)

第220条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第221条 略

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第222条 略

(設備及び備品等)

第223条 略

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第224条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第225条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第227条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) 略

(主治の医師との関係)

第226条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第227条 略

(緊急時等の対応)

現 行

第201条 略

(記録の整備)

第202条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第199条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第200条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)～(9) 略

(10) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

改 正 案

第228条 略

(記録の整備)

第229条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第225条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第226条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第227条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)～(9) 略

(10) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第130条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替える

附 則

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第63条第2項及び第67条第2項の規定の適用については、第63条第2項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第67条第2項中「者であって、第63条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第114条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第114条第4項の規定は適用しない。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積

改 正 案

ものとする。

附 則

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第100条第2項及び第104条第2項の規定の適用については、第100条第2項中「者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第104条第2項中「者であつて、第100条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であつて、平成18年4月1日前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第142条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第9.6号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第142条第4項の規定は適用しない。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上

現	行
	以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
6	一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、 <u>第153条第1項第7号ア</u> の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
(1)・(2)	略
7	一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、 <u>第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号</u> の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
8	平成23年9月1日において現に <u>第152条第4項</u> に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、この条例の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。
9	この条例の施行の際現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）につ

改 正 案

を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 略

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第180条第1項第9号及び第208条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

8 平成23年9月1日において現に第179条第4項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、この条例の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

9 この条例の施行の際現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）につ

現 行

いて、第153条第1項第2号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人とし、地域の実情及び指定介護老人福祉施設の整備状況を勘案して市長が別に定める条件を満たす場合は4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

改 正 案

いて、第180条第1項第2号アの規定を適用する場合においては、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は2人とし、地域の実情及び指定介護老人福祉施設の整備状況を勘案して市長が別に定める条件を満たす場合は4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下とすること」とする。

